

不利益処分の処分基準 総括表

部名 市立病院

No.	課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の有 無	処分基準の公表の有 無	備考
1	管理課	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則	4-1 9、別表第1、別表第2	岩見沢市立病院の行政財産の目的外使用料の徴収	○	○	
2	管理課	地方自治法 岩見沢市公有財産規則	238の4-7 11	岩見沢市立病院の行政財産の目的外使用許可の取消し等	○	○	
3	管理課	岩見沢市公有財産規則	19	岩見沢市立病院の行政財産の目的外使用の損害賠償の命令	○	○	
4	管理課	岩見沢市公有財産規則	18	岩見沢市立病院の行政財産の目的外使用の原状回復の義務	○	○	
5	管理課	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-3 4-5	岩見沢市立病院行政財産の目的外使用に係る過料の賦課処分	○	○	
1	高等看護学院	地方自治法 岩見沢市公有財産規則	238の4-7 11	岩見沢市立高等看護学院の行政財産の目的外使用許可の取消し等	○	○	
2	高等看護学院	岩見沢市公有財産規則	18	岩見沢市立高等看護学院の行政財産の原状回復の義務	○	○	
3	高等看護学院	岩見沢市公有財産規則	19	岩見沢市立高等看護学院の行政財産の損害賠償の命令	○	○	
4	高等看護学院	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則	4-1 9、別表第1、別表第2	岩見沢市立高等看護学院の行政財産の使用料の徴収	○	○	
5	高等看護学院	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-3 4-5	岩見沢市立高等看護学院の行政財産の目的外使用に係る過料の賦課処分	○	○	